

2022年6月30日

関西電力株式会社 御中

(仮称) 伊達・千歳ウィンドファーム事業

計画段階環境配慮書に関する意見書

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

公益財団法人 日本自然保護協会

理事長 亀山 章

日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道伊達市および千歳市で計画されている(仮称)伊達・千歳ウィンドファーム事業(事業者:関西電力株式会社、最大総出力:79,800kW、基数:最大19基)の計画段階環境配慮書に関して意見を述べる。

本事業は下記のような懸念があり、生物多様性の喪失などの自然環境面での甚大な影響が予測されることから、計画段階環境配慮書段階で計画を中止すべきである。

1. 種の保存法の政令指定種イヌワシとクマタカの個体群に影響を及ぼす懸念がある

事業実施想定範囲では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)において国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシとクマタカの生息が確認されている。イヌワシは国の天然記念物にも指定されており、特に北海道では繁殖状況が厳しく、絶滅のリスクが高い。道南地域の個体群は、個体数が極めて少なく、他地域の個体群とは生息地が分断され孤立している。本事業の遂行は、生息が確認されている同地域のイヌワシの生息環境を脅かし、生息個体を発電施設への衝突事故の可能性にさらすことになり、道南地域のイヌワシ個体群の絶滅に繋がるのが強く懸念される。環境省は2021年8月19日に「イヌワシ生息地拡大・改善に向けた全体目標」を発表し、地域ブロックごとのつがい数・繁殖成功率の目標値を設定した。目標値達成にむけた「生息環境改善促進候補地」に北海道の個体群も含まれており、本事業は今後求められるイヌワシの保全の取り組みに逆行するものである。

2. その他の鳥類の生息への影響が懸念される

当該地域はノスリなどの渡り鳥の春季秋季ともに渡りの経路となっている。また事業実施想定範囲は(公財)日本野鳥の会が定めた重要野鳥生息地(IBA)の支笏・洞爺に該当し、さらに、環境省作成の陸域版センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図では、風車の建設には注意を要するエリア(A3)が含まれており、風車によるバードストライクなどによって、野鳥の生息への影響が強く懸念される。このようなことから、本事業実施想定区域からIBAおよび陸域版センシティブティマップのA3のエリアは少なくとも除外する

べきである。

3. 生物多様性の喪失が懸念される

本事業実施想定区域には、一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパンにより生物多様性の鍵になる地域 (KBA) として指定されている支笏・洞爺が含まれている。2030年までに世界の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す生物多様性に関する新たな世界目標「30by30 (サーティー・バイ・サーティー)」が推進されている中で、計画段階とはいえ、このような生物多様性保全上重要な場所での大規模な開発行為はおこなうべきではない。

4. 重要な植物群落、植物種への影響が懸念される

特定植物群落「支笏湖自然林」が事業実施想定区域の半分近い面積を占めている。また事業実施想定範囲には、風力発電機の設置想定範囲の尾根部を中心に植生自然度9のササダケカンバ群落やエゾイタヤシナノキ群落などが広範囲に分布し、対象事業実施想定範囲のほぼ全域が保安林に指定されている。美笛峠には車道があり、風力発電機設置想定範囲の稜線を横断して送電線があるものの、風力発電機設置想定範囲である稜線沿いには林道は存在しない。そのため、風力発電機を設置するためには、土地の改変および立木の伐採を伴う工事用道路の新設を大規模に行う必要がある。このような自然度が高く重要な森林群落を広範囲に伐採することは、自然環境保全上、行うべきではない。

5. 支笏洞爺国立公園への影響が回避できない

想定区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された支笏洞爺国立公園が存在しており、さらに当該国立公園内には、利用施設計画に位置付けられたポロピナイ、丸駒温泉、オコタン、美笛の各地区に宿舍、野営場、園地、舟遊場等の利用施設が整備されている。当該国立公園の区域内及びその近傍に風力発電設備等を設置した場合、これらの利用施設及び主要な眺望点から、眺望する際の重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。

以上